

調査時点 2010年2月10日

## 1. サウジアラビアにおける法制度（シャリーア法と世俗法の関係）

サウジアラビア（以下「サウジ」という）の基本法は、シャリーア法（*Shari'ah*）（イスラム法）である（シャリーア法に関する詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[サウジアラビアにおけるシャリーア法（イスラム法）について](#)』参照）。

サウジの世俗機関（Secular Authorities）には、特定の社会的問題と経済的問題を処理することを目的として勅令、法律、規則および政府見解等（以下「世俗法」という）を発行することにより、シャリーア法を補完することが認められている。世俗法はシャリーア法を順守する必要があり、仮に裁判上シャリーア法に反すると認められる場合には、シャリーア法が優先する。

商取引を規制するサウジの法律には、数多くの下位規制が含まれるが、すべての法律等について公式な英訳があるわけではなく、またアラビア語版の法律の原典と英訳の内容の間に齟齬がある場合には、アラビア語版の法律の原典の内容が英訳に優先する。

## 2. サウジにおける裁判機関とその判断手法

サウジにおける裁判機関としては、シャリーア法裁判所と苦情処理庁（Board of Grievances）（以下、両者を包括して「裁判所」という）があるが、事業者が行うビジネスの内容（業種）に応じて政府当局が設置する準司法委員会を活用することにより、当該ビジネス分野に即したより専門的な紛争解決を求める方法もある。

### (1) 裁判所

シャリーア法裁判所（普通裁判所）は、一般的な管轄権を有し、刑事事件、民事事件および家事事件を担当する。一方、苦情処理庁は、政府が当事者となる紛争、民間の当事者が関与する商事紛争、政府契

約（補償請求など）に関する紛争、手続上の瑕疵または権利濫用に基づく行政決定に対する異議、外国投資ライセンスに関する紛争、外国判決の執行および破産予防手続法に基づく手続等について、管轄権を有する。苦情処理庁が自らの管轄外の紛争であると判断した場合、当該紛争はシャリーア法裁判所に移送される。

これらの裁判所は、シャリーア法の一般原理に従い、各事件の具体的状況に基づき、公平な結果を導くのに必要であると自ら考える方法によって判断する裁量を有している。裁判所が、シャリーア法によって禁止される事項（*haram*）であると考えられる場合には、当事者間の合意の効力を認めない判断をする場合があり、また、ある取引文書の文言を形式的に執行するとシャリーア法の一般原理の下で不公平を来すと考える場合には、文言どおりの契約上の義務もしくはその他の義務の執行を否定し、または当該義務の内容を修正する判断をする場合がある（シャリーア法によって禁止される事項に関する詳細は、ジェトロのウェブサイト『[サウジアラビアにおけるシャリーア法（イスラム法）について](#)』参照）。さらに、サウジの裁判所は、当事者間でサウジ以外の法律を準拠法とする合意があり、また、サウジ以外の裁判所を管轄裁判所とする合意がある場合においても、シャリーア法を適用して自ら判断する可能性が高い。

このような裁判所の自由な裁量は、同裁判所に対して拘束力のある先例の不存在、裁判結果が制度的には必ずしも公表されないことおよび規制のプロセスにおける政府当局による自由な裁量とあいまって、取引文書の正確な解釈や最終的な執行可能性を確実に予測することを困難にする場合がある。また、サウジの裁判所は、差止め命令、権利判決および特定履行（契約違反をした一方当事者に対し、他方当事者に対する金銭賠償を命ずるのではなく、債務を約束された形そのまま履行するよう強制する方法）による救済を一般的に認めない傾向にあり、これらを求めるか否かは裁判所の自由な裁量による。

## (2) 準司法委員会

サウジでは、上記の裁判所以外にも、事業者が行うビジネスの内容（業種）に応じ、各業種を所轄する政府当局によって、紛争解決のための準司法権を有する多くの委員会等（以下「準司法委員会」という）が設置されている。関係する主な政府当局としては、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）、サウジアラビア通貨

庁 (Saudi Arabian Monetary Agency ; SAMA) 、サウジアラビア資本市場庁 (Capital Market Authority ; CMA、以下「資本市場庁」という) およびサウジアラビア総合投資院 (Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という) 等がある。それぞれに対応する準司法委員会の例は次のとおりであり、これら以外にも労働委員会と税関委員会等が設置されている。

- ・ 商工業省 流通証券局 (為替手形、約束手形の紛争)
- ・ サウジアラビア通貨庁 銀行紛争委員会 (商業的詐欺の紛争、銀行取引に関する紛争)
- ・ 資本市場庁 証券紛争解決委員会 (証券市場紛争)
- ・ SAGIA 投資紛争調整委員会 (外国投資法に基づく投資に関する紛争)

準司法委員会は、シャリーア法を厳格に適用する裁判所に比べ、取扱業務の内容に即してより実務的な判断手法をとるものと考えられている。

例えば、銀行取引に関しては、当事者は上記の銀行紛争委員会を紛争解決機関として合意することができる。銀行紛争委員会は、銀行取引業務の経験を持つ 2 人以上の委員から構成され、銀行による利息請求に相当する損害賠償の支払を認める判断を行う。サウジの裁判所によれば、シャリーア法によって禁止される事項として執行不可能と判断されるであろう銀行による利息請求に相当する損害賠償または外国為替契約やオプション契約等の取引に関する場合においても、銀行紛争委員会によれば、これら取引が銀行取引の一環として行われた限りにおいて一般的に承認されるものと考えられている (シャリーア法によって禁止される事項に関する詳細は、[ジェトロのウェブサイト『サウジアラビアにおけるシャリーア法 \(イスラム法\) について』](#)参照)。

### 3. 訴訟

サウジにおける訴訟手続の流れは、紛争の種類と裁判所の種類等によって異なるが、一般的に共通する手続の流れは以下のとおりである。

まず、訴訟手続は、当事者の一方 (以下「原告」という) が特定の裁判所に訴訟を提起することにより開始される。当該裁判所が紛争を審理して判断を下すためには管轄権の存在が前提となることから、原告としては、

当該紛争について管轄権を持つ裁判所に対して訴訟を提起し、速やかに紛争の審理に入れるよう留意する必要がある。当該裁判所は、事件の重要性、裁判所の所在地および裁判官の予定等の諸事情を勘案の上、訴訟期日を指定するが、指定された訴訟期日については、原告から訴訟の相手方たる被告に対して直接的に通知するか、あるいは警察官または裁判所書記官を通じて間接的に通知する必要がある。

訴訟手続に要する期間の長短は、紛争の種類と審尋手続を行う機関によって異なる。例えば、訴訟手続がシャリーア法裁判所で行われ、その裁判所がサウジの主要都市にある場合、通常、訴訟提起から1カ月から6カ月の間に訴訟期日が指定される。近年、シャリーア法裁判所には係属中の事件が多数存在している等の事情もあり、複雑な訴訟については訴訟提起から判決まで6カ月から3年以上かかる場合がある。一方、苦情処理庁または準司法委員会における手続は、シャリーア法裁判所における訴訟手続と比較してより迅速に進行する傾向にある。特に、準司法委員会を活用する場合には、当該ビジネスの内容（業種）に即した実務的な判断に基づく紛争解決が望める上、効率的かつ臨機応変な対応が期待できることから、一般論として、比較的短期間で紛争解決に至ることが可能とされている。

シャリーア法裁判所においては、訴訟期日が行われ、かつ、証拠の提出が行われた後に、裁判官がシャリーア法の一般原理と関連する世俗法等の解釈に基づいて判決を下す。第一審としてのシャリーア法裁判所による判決に不服がある当事者は、第二審として3人の裁判官による合議体で構成される上訴裁判所に上訴を申し立てることができる。上訴裁判所が上訴を認めた場合、当該事件は同一の裁判官に差し戻され、当該裁判官による再判決が下されるが、それでもなお当該裁判官による再判決にいずれかの当事者が不服を有する場合には、当該事件は、上訴裁判所によって第一審とは異なる裁判官に配転され、当該裁判官による再々判決が下されることになる。

さらに、判決の事実認定ではなく法的争点について不服がある当事者は、最高司法評議会（Supreme Judicial Court）に対し、上告することが可能である。最高司法評議会に対する上告は、第二審裁判所が、第一審の判決の結果または事件のさらなる審尋の結果に基づき上訴の申立てを拒けた場合において可能となる。最高司法評議会は、第二審裁判所の判決を認めるか、第一審裁判所に事件を差し戻し、事件について再度の審理を行わせる。

苦情処理庁においても、第一審に当たる内部機関による判断に不服がある場合には、第二審に当たる内部機関に上訴を申し立てることができる。さ

らに上告がなされた場合には、苦情処理庁の最高機関がその事件の最終判断を下すことになる。

#### 4. 仲裁

サウジにおける仲裁は、ヒジュラ暦 1403 年 7 月 11 日（西暦 1983 年 4 月 25 日）付公布の仲裁法に規定されている。仲裁法は、仲裁合意、仲裁人の任命、仲裁手続の実行、司法監督および執行について定めており、仲裁判断は、裁判所の判決と同様の効力を有し、同様に執行することができる。

仲裁法は、本来的に紛争を審理する管轄を有する機関（以下「本来的管轄機関」という）が仲裁を監督すると定めていることから、サウジにおける仲裁手続は、他の法域における仲裁手続よりも訴訟に類似しているといえる。本来的管轄機関は、商事紛争に関する限り、通常は苦情処理庁となる。両当事者は、仲裁判断について本来的管轄機関に上訴することができる。

仲裁手続における特徴としては、男性のイスラム教徒が仲裁人となること、手続はアラビア語で行われること、仲裁人は準拠法については当事者の選択にかかわらずサウジ法を適用すること、および政府と政府当局は仲裁に参加できないこと等がある。

#### 5. 外国判決または外国仲裁判断の執行

##### (1) サウジアラビアにおける外国判決または外国仲裁判断の執行可能性

サウジにおいて、外国判決または外国仲裁判断の執行に関する管轄権を有するのは、上記のとおり苦情処理庁である。苦情処理庁により外国判決または外国仲裁判断の執行が認められるためには、当該外国においてもサウジの裁判所の判決の執行が認められること、当該外国判決または外国仲裁判断がサウジ法に反しないことの 2 つの基準が満たされなければならないが、これらの基準が満たされることは困難であるとされている。

その主な理由としては、サウジには上記基準を満たすために参考となる苦情処理庁によるガイドラインが存在しないこと、サウジには先例拘束性の原則が存在せず、上記基準が満たされた従前の判決がある場合でも苦情処理庁は法的に拘束されないこと、外国判決には利子にかかわる複利を含むサウジ法に反する部分 (*haram*) が含まれる場合が多いところ、このような場合には苦情処理庁が判決の執行を認めない

可能性が高いこと等を挙げることができる。

## (2) 相互執行条約

サウジは、ヒジュラ暦 1414 年 7 月（西暦 1993 年 12 月）に、外国仲裁判断の承認・執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という）を批准している。

ニューヨーク条約には、加盟国間における仲裁判断の承認・執行に関する要件等が定められている。また、同条約は、加盟国が他の加盟国の仲裁判断の執行を拒否し得る基準についても定めており、その一場面として、同条約第 5 条には「自国の公序」に基づく拒否が可能である旨が規定されている。サウジはこれまで、特に外国の仲裁判断がサウジ法またはシャリーア法に反する場合において、同条約第 5 条の例外規定に基づき、他の加盟国の仲裁判断を承認・執行することを拒絶する傾向にあった。

また、サウジは、ヒジュラ暦 1417 年 4 月（西暦 1996 年 9 月）、湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council ; GCC）加盟国間における外国裁判所への嘱託書と司法通知の執行に関する協定（以下「GCC 協定」という）を批准した。GCC 協定では、GCC 加盟国間における仲裁判断と判決に関する相互執行が定められている。

さらに、ヒジュラ暦 1420 年 8 月（西暦 1999 年 11 月）、アラブ連盟加盟国間における司法共助に関する協定（以下「リヤド協定」という）を批准している。リヤド協定では、第 37 条において、仲裁判断と加盟国の裁判所による判決は、一定の例外はあるものの、他の同協定加盟国において承認・執行されることが定められている。

## 6. 準拠法と紛争解決条項

### (1) 準拠法条項

サウジにおける一般的な実務では、外国企業が関与する主要な商業取引とプロジェクト取引の契約書において、準拠法として外国法（通常は英国法）を定める場合が多い。英国法は国際的な商取引主体の間で広く理解されていることから、英国法を準拠法として合意することは国際的によく用いられている。

しかしながら、サウジの裁判所は、一般的に、契約当事者の合意に

かかわらず、サウジ法のみを適用する場合が多いことに留意すべきである。英国法その他の外国法を準拠法として指定することに関連して生じ得る問題の詳細については、個別に法律専門家の助言を受けることが不可欠である。

## (2) 紛争解決条項

サウジにおける一般的な実務では、外国企業が関与する主要な商業取引とプロジェクト取引の契約書の紛争解決条項において、外国裁判所または外国の仲裁機関を紛争解決機関として定める場合が多い。しかしながら、上記 5 (1) のとおり、サウジにおいて外国判決または外国仲裁判断を執行することには困難を伴う場合が多いことから、一般論としては、サウジの裁判所または準司法委員会を合意により完全に排除する旨の紛争解決条項を定めることなく、少なくともサウジの裁判所または準司法委員会が非専属的管轄権を有する旨を定めておくことが適切と考えられる。

また、上記 2 (2) で述べたように、銀行紛争委員会では、銀行による利息請求に相当する損害賠償の支払を認める判断を得ることができる。そこで、銀行が利息を回収したい場合やシャリーア法によって禁止される事項に関する紛争においては、サウジ国外の紛争解決機関より、むしろ銀行紛争委員会を紛争解決機関として定めることが望ましい。なぜなら、仮にサウジの国外で外国判決を得た場合、当該外国判決をサウジで執行するためには苦情処理庁による執行を求めなければならないが、苦情処理庁はシャリーア法を比較的厳格に適用することから、銀行に対する利息の支払を命ずる外国判決を執行することは期待できないからである。

以上の理由により、取引から発生する紛争についての重要な執行がサウジに所在する当事者または資産に対して行われることが予想される場合、または銀行に関連する場合には、一般論として、サウジの裁判所と準司法委員会を少なくとも非専属的な紛争解決機関として定めておくことが妥当であると考えられる。もっとも、当該紛争解決条項に関しても、上記の準拠法条項と同様に、具体的な事例に際しては、個別に法律専門家の助言を受けることが不可欠である。

なお、両当事者がサウジ国外の紛争解決機関を利用することを希望する場合、理想的には、紛争解決機関は GCC 加盟国またはアラブ連盟

加盟国内に所在することが望ましい。なぜなら、上記 5 (2) のとおり、サウジが加盟しているニューヨーク条約、GCC 協定およびリヤド協定のうち、ニューヨーク条約は仲裁判断にのみ適用があり、外国判決についても執行したい場合には、リヤド協定と GCC 協定に基づくことが効率的であり、これら協定はもっぱら GCC 加盟国またはアラブ連盟加盟国を対象とするからである。

## 7. 近年の司法改革

ヒジュラ暦 1424 年（西暦 2003 年）、サウジが加盟する国際条約と協定等を背景として、すべての政府当局と公共団体に対し、司法制度に関する法律見直しと改正等が国王による勅令によって勧告された。この勧告は、司法制度を国際的な基準と可能な限り一致させることを狙いとするものであり、その結果、勅令の発令時から 5 年の間に数百の法律が改正され、50 以上の法律が採択された。

例えば、すべての裁判所と準司法機関等を、サウジにおける裁判制度の下で階層的に統一することを第一の目的として、新たな裁判法が採択された。また、新たな裁判法によって専門別に組織された新しい裁判所が設立される予定であり、そこでは司法手続の確実性と効率性が高められ、裁判所の役割が全体的に強化されることになる。当該司法改革の詳細とその施行の時期については必ずしも明らかではないため、裁判制度の利用に当たっては、現地の法律専門家に対してあらかじめ確認する必要がある。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010 年 2 月 10 日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。